

今月のトピックス

～2022年11月号～

脳・心臓疾患の労災認定基準の改正に伴う労災認定の変化

脳・心臓疾患の労災認定基準が昨年9月に改正されました。それに伴って、改正以前の労災についても、労災認定される事例が出てきています。

本稿では、脳・心臓疾患の労災認定の改正内容をなぞりながら、近時の労災認定事例についてご紹介いたします。

1. 労災認定基準の改正

脳・心臓疾患の労災認定基準が以下の通り改正されました。

1. 長期間の過重業務の評価にあたって、労働時間と労働時間以外の負荷要因が見直されました

労働時間：発症前1か月間に100時間または2～6か月間平均で月80時間を超える時間外労働の水準には至らないが、**これに近い時間外労働**
＋**一定の労働時間以外の負荷要因**

2. 長期間の過重業務、短期間の過重業務の労働時間以外の負荷要因が見直されました（赤字の項目が新しく追加されました）

- ・勤務時間の不規則性＋**休日のない連続勤務**
- ・勤務時間の不規則性＋**勤務間インターバルが短い勤務**
- ・**心理的負荷を伴う業務**
- ・**身体的負荷を伴う業務**

3. 短期間の過重業務、異常な出来事の業務と発症との関連性が強いと判断できる場合を明確化しました

- ・発症直前から前日までの間に特に過度の長時間労働が認められる場合
- ・発症前おおむね1週間継続して、深夜時間帯に及ぶ時間外労働を行うなど過度の長時間労働が認められる場合
- ・業務に関連した重大な人身事故や重大事故に直接関与した場合
- ・事故の発生に伴って著しい身体的、精神的負荷のかかる救助活動や事故処理に携わった場合

- ・ 生命の危険を感じさせるような事故や対人トラブルを体験した場合
- ・ 著しい身体的負荷を伴う消火作業、人力での除雪作業、身体訓練、走行等を行った場合
- ・ 著しく暑熱な作業環境下で水分補給が阻害される状態や著しく寒冷な作業環境下での作業、温度差のある場所への頻回な出入りを行った場合

4. 対象疾病に「重篤な心不全」を新たに追加しました

2. 労災認定の事例

前項の認定基準の変更に伴って、本年労災認定された事例には、以下のようなものがあります。いずれの事例も以前の認定基準では否定されてきた事由となっています。

自動車整備士の事例（京都府）

事故年月：2015年7月（2022年6月労災認定）

労働時間：発症前2～6カ月の月平均時間外労働は最大77時間21分

認定された事由：

空調設備がない中での高温スチーム洗浄作業という作業場の暑熱環境を負荷要因として評価し、総合的に判断した結果、死亡を業務上の事由によるものと認めた。

保健施設システム開発の事例（愛知県）

事故年月：2019年11月（2022年3月労災認定）

労働時間：死亡直前1カ月の残業時間70時間42分
6カ月平均71時間44分

認定された事由：

死亡前の3～4カ月には9～13日間の連続勤務を繰り返しており、著しい疲労をもたらす特に過重な業務に就労していたと認め、総合的に判断した結果、死亡を業務上の事由によるものと認めた。死因は不整脈とみられる。

3. さいごに

厚生労働省では、11月に「過労死等防止啓発月間」の一環として「過重労働解消キャンペーン」を行います。そのなかで「長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対する重点監督」を実施し、法違反への是正指導を行うとともに、重大・悪質な法違反の場合には、送検し公表するとしています。しかしながら、厚生労働省の取り組み以前に、不幸な事故を未然に防止するということは、事業主の安全配慮義務として当然にして取り組むべきことでしょう。

労働時間ならタイムカード等により適切な管理を行っていれば、数字として問題を把握することが可能です。しかし、心理的、身体的な負荷についての把握となると、機械的に確認することは困難です。連続勤務を含めた労働時間管理を適切に行うのはもちろんのこと、コミュニケーションを密にしながら、労働者の負荷要因を減らすべく取り組みを進めることが肝要です。

※本内容は 2022 年 10 月 12 日時点での内容です

<監修>

社会保険労務士法人 中企団総研